

社会福祉法人大洋社 役員等報酬規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人大洋社(以下「法人」という。)の役員および評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

- 第 2 条 この規程でいう役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員会の委員
- (5) 会長
- (6) 顧問

2 報酬は、法人に関する職務執行の対価として支払われるものであり、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

3 前1項の地位を重複しての報酬支給は行わない。

(報酬)

- 第 3 条 役員等に対しては、別表に定める報酬を支給する。

2 報酬は、法令に定める税務処理後、役員等自身が指定した金融機関の役員等自身名義の口座に振込みにてその全額を支給する。

3 支給日は、次のとおりとする。

- (1) 法人に関する職務執行を行う日が月の初日から10日までに実施の場合
該当月の27日とする。ただし、当日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、直近の金融機関の窓口業務を行っている日とする。
- (2) 法人に関する職務執行を行う日が月の11日から当月末日までに実施の場合
翌月の27日とする。ただし、当日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、直近の金融機関の窓口業務を行っている日とする。

(兼務役員)

- 第 4 条 施設(事業所)の職員として従事する者は、この規程による報酬は適用しないものとする。

(改正)

- 第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(実施規定)

第 6 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

- (1) この規程は、平成 7 年 9 月 18 日より施行する。
- (2) 平成 11 年 3 月 29 日改正
- (3) 平成 13 年 9 月 22 日改正
- (4) 平成 16 年 5 月 20 日改正
- (5) 平成 18 年 3 月 28 日改正
- (6) 平成 18 年 6 月 1 日改正
- (7) 平成 18 年 11 月 9 日改正、平成 18 年 12 月 1 日施行
- (8) 平成 24 年 3 月 27 日改正、平成 24 年 4 月 1 日施行
- (9) 平成 25 年 1 月 24 日改正、平成 25 年 1 月 24 日施行
- (10) 平成 29 年 3 月 17 日改正、平成 29 年 4 月 1 日施行

別表

(役員報酬額表)

第 1 条 本文第 3 条の報酬額を次のとおり定め、支払う。

	摘要	報酬額	備考
1	理事会	5,000+源泉徴収税額	理事会出席の理事および監事
2	理事会	3,000+源泉徴収税額	法人定款 27 条第 2 項
3	評議員会	5,000+源泉徴収税額	評議員会出席の評議員
4	評議員会	3,000+源泉徴収税額	法人定款 13 条第 4 項
5	統括会計責任者	月額 7,000+源泉徴収税額	法人経理規程第 29 条の統括会計責任者の業務
6	監事監査会	半日 5,000+源泉徴収税額	法人および施設の監査時立ち合い監事
7	評議員選任・解任委員会	5,000+源泉徴収税額	委員会出席の委員
8	必要な助言	半日 5,000+源泉徴収税額	必要時時に理事長に対する必要な助言 会長
9	理事長の諮問に答え又は意見具申	半日 5,000+源泉徴収税額	必要時における理事長の諮問に答え又は意見具申 顧問
#	役員研修会	5,000+源泉徴収税額	法人に関する研修会出席の役員等

2 半日とは職務執行の実働時間が概ね 4 時間とする。